

【緊急】 当国への入国者に対する措置の変更 （5日間の隔離義務の解除）

【ポイント】

- 7月28日、各種報道を受けて当館から各航空会社に対し、当国入国者に求められる措置の変更につき確認したところ、入国後の政府手配の宿泊施設での5日間の隔離義務は解除されたとの回答がありました。
- 一方、渡航日前36時間以内のRT-PCR検査の陰性証明（アラビア語、フランス語、英語のいずれか）の提示、及び、到着時における抗原検査の受検は引き続き必要になるとのことですのでご留意願います（※ただし、到着時の抗原検査で陽性となった場合のその後の具体的措置については不明です）。
- 以上の措置については、今後予告なく変更される可能性もあり得ますので、アルジェリアへ渡航を予定されている方は、各地のアルジェリア大使館、総領事館及び利用航空会社へ最新状況を確認していただくよう願います。
- なお、アルジェリアについては、引き続き「レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」の感染症危険情報が発出されていますので、渡航の検討に当たってはご留意願います。

（問い合わせ先）

在アルジェリア日本国大使館

住所：1, Chemin Al Bakri, Ben Aknoun, 16028 Alger

電話：+213 (0)21 91 20 04 FAX：+213 (0)21 91 20 46

メール：ea1-mm@al.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>